



## 残暑お見舞い申し上げます

理事長 水田 雅博

2022年の京都の夏は、観測史上最も早い「梅雨明け」により幕を開けました。厳しい猛暑が今なお続きますが、お見舞い申し上げます。

そして、平素より当財団の運営に深いご理解・ご支援を賜っておりますことに心より感謝申し上げます。

誠にありがとうございます。

### …「第40回同和教育研修会」開催…

朝田善之助初代理事長（以下「委員長」という。）が、1902年7月4日（諸説あり）にこの世に生を受けられ、ちょうど120年目となる7月3日に予てより準備を進めて参りました「朝田善之助生誕120年・朝田教育財団設立40周年記念の集い」（以下「記念の集い」という。）を開催いたしました。

この「記念の集い」に先立ち、「朝田善之助記念 第40回同和教育研修会」を「朝田善之助の生涯」をテーマに実施いたしました。

講師には、当財団の監事兼弁護士の国府泰道さんと同じく財団の理事・事務局長で京都市立文教大学名誉教授の竹口等さんのお二人から朝田委員長の「人となり」を直に接しられた際の話や様々な文献や証言、当時の写真等をもとに臨場感ある語り口で披露して頂きました。お二人の講師のお話により、委員長の

お人柄はもちろんですが、部落解放運動の中心的存在として活躍された折々の証言や運動史では語られていない「裏面史」などを垣間見ることが出来ました。約100人の参加者は、懐かしさや新鮮さなど様々な受け止め方がある中でも部落解放運動の積み重ねの大切さを温もりの感じる雰囲気の中で味わって頂きました。貴重なお話をありがとうございました。

### …「記念の集い」の盛り上がり…

「記念の集い」は、「コロナ禍」の影響があるだけに万全の感染症拡大防止対策を講じ、参加者の皆様も限定させて頂いて開催させて頂きました。

ご来賓としてご臨席頂きました京都市長門川大作様、去る6月9日に部落解放同盟中央執行委員長に就任された西島藤彦様のお二人からは、生涯を部落差別の解決に捧げ、闘い続けられた委員長の功績を讃える祝辞がありました。梶村健二評議員の乾杯の発声の後には、松井珍男子顧問・佐々満郎先生・崎野隆先生等の当財団への永年のご貢献に対しての功労者表彰式も行いました。

「記念の集い」の閉会は、朝田華美副理事長から幼い頃の委員長との触れ合いなど思い出を味わい深く語られ、締めくくって頂きました。

「記念の集い」は、日頃から財団をお支え頂いています皆様方、そして、朝田家に関する企業のお力添えにより成功裏に開催できました。改めまして、感謝申し上げます。

### …「朝田善之助全記録（抄） デジタル版」発行…

さて、財団設立40周年の記念事業としてお約束をしていました委員長の「遺稿」の「デジタル版」が完成致しました。「デジタル版」の作成に合わせ、財団発行の「朝田善之助全記録」全55巻を今回の記念事業を契機に「再刊」に近い形でデジタル化することが出来ました。タイトルも「朝田善之助全記録（抄）デジタル版」。主な内容は、遺稿「部落解放運動の伝統～戦後の理論的発展～」をはじめ、朝田善之助の全生涯について「年譜と写真」で紹介するものや部落解放運動の中で若い人を育成する「朝田学校」に関連して、学習記録及び講義・座談（抄）等を収録いたしました。また、「朝田学校」で行われた「学習記録」も収録されています。この「デジタル版」の制作にあたっては、多くの方々にご協力を頂きましたが、中でも西播磨部落問題学習会の藤木秀之さんには特段のご尽力を頂きました。その拘（こだわ）りのある技術力のお蔭をもちまして、財団としてオリジナリティーのあるものに仕上げることが出来ました。誠にありがとうございました。是非多くの皆様にご活用頂きたいと存じます。

### …今日の部落問題…

今日、部落差別解消推進法が制定され5年が経過しましたが、近年の部落問題をめぐる状況は、インターネットやSNS等での拡散など差別行為が後を絶ちません。昨年9月の東京地裁の判決は、被差別部落地名リストの

ネット公開や書籍化は「差別を助長する」と一定の歯止めをかけることになりましたが、双方が控訴し、「何が差別か」や「差別されない権利」などについてさらに議論が続けられることになっています。

こうした中「部落解放論の最前線」に続き、水平社創立100周年という年を踏まえて「続・部落解放論の最前線」や「講座・近現代日本の部落問題」全3巻が続けて発刊されました。ここでは、現代を代表する様々な立場の人が歴史・文化・法制度等の様々な内容で部落問題を論じられています。また、映像メディアにおいても「私のはなし・部落のはなし」や「破戒」等直接部落問題が取り上げられ、多くの方々に関心を持たれています。このことは、私達にとっては歓迎すべき事態ではありますが、決して論稿の中で部落問題を解決する明確な方向性が見えてきているとは言えない状況ではないかと感じています。むしろ今日の部落問題の置かれている「混沌」とした状況の現れではないかと危惧するところであり

### …部落問題の本質的な解決のために…

朝田善之助委員長が、かつて東上高志氏の「ルポ東北の部落」を「差別だ」として糾弾された際、「主観的に自分は、部落問題の解決に寄与すると考えてるかもしれん。けれども、実際、自分の置かれている立場が、部落問題を云々している生活からいって、やはり部落問題を面白おかしく、もっと悪くいえば、道徳的に描くことによって、客観的には差別を助長しても商売になった方がええ、読者が喜ぶように読み易いようにしたらええということになってるわけや」と指摘されています。

今日の状況に照らせば、部落問題について多くが語られていますが、まさに委員長が述べられた、現実には部落差別が存在する中で社

会意識のままに記されることは「概ね、人が物を言う時に、社会には部落民が悲惨な生活をしている、差別に悩まされているという生活があり、それが意識としては社会意識として反映しているなかで、社会科学がなくて、一般で話し合われることが部落問題に寄与するような話になることが絶対あるわけない。何か部落問題について、意識的に解決に役立つように言うてつもりでも、一生懸命に差別を助長しているということもたくさんあるわけです。」と述べられていることは私たち自身も考えなければならないことだと考えます。部落の生活や社会状況は大きく変化していますが、部落問題の本質的な解決を見ているわけではありません。

改めて財団の意義と役割を自覚して今後取り組みを進めていかなければならないと考えています。

### …「デジタル版」を活かして…

「温故知新」という言葉がありますが、「デジタル版」は、今日議論されている「部落問題とは」、或いは「部落民とは」等、部落問題に関する「定義」の問題等についても明確に示された内容が収録されています。また、歴史的・社会的な変化の中でこれらの問題がどう考えられ、部落解放運動の中でどう実践されてきたのかが明らかにされ、部落問題解決の方向性についても多くの示唆を与えてくれるものとなっています。「デジタル版」を活用していただき、実践活動に活かして頂ければ幸いです。

### …「Withコロナ」でご活躍を！…

「コロナ禍」が始まり3度目の夏を迎えましたが、また「第7ステージ」と言われる状況を迎えています。一方、「Withコロナ」が

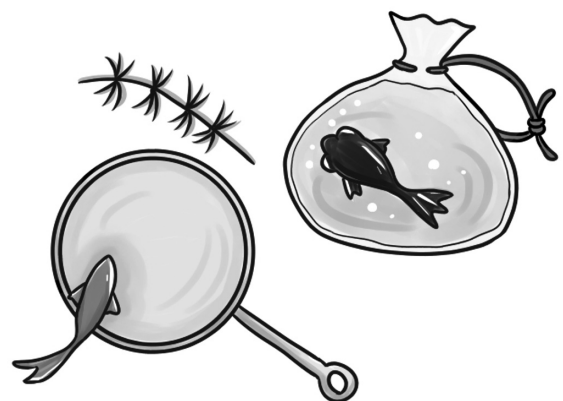
日常のものとなり、今後の生活や様々な活動において感染拡大防止対策を意識した行動が不可欠となりました。そして、京都においては、修学旅行や観光客の入浴が「コロナ禍」前を思い起こす状況となり、京都駅周辺の賑わいも戻って参りました。

財団におきましても、評議員会を新しい顔ぶれでは初めて開催することが出来ましたし、今後におきましても、奨学生の集い・学習会も開催させていただきます。

皆さん方におかれましても、徐々に社会参加の幅を広げられていることと存じますが、感染拡大防止には十分ご留意頂きながら、ご活躍頂ければ幸いです。

### … 結 び に …

当財団の基本的事業である奨学生の募集について、本年度は新たに2名の採用をさせて頂きました。皆さん方のご支援に感謝申し上げます。部落問題解決に向けた有為な人材を育成するという当財団の至上目標の達成に向けて、奨学生の学生生活の充実と活躍を期待する次第です。財団といたしましては、差別のない「真に豊かな社会」の実現に向けた事業の推進に更なる努力を重ねて参る所存でございますので、今後とも会員の皆様をはじめ、多くの方々のご支援をよろしくお願い致します。



# 法律制定過程に関わって

財団監事 国府 泰道 (弁護士)

## 1 はじめに

弁護士という職業柄、法律作りなどにも関わることが多いのではないかとと思われるかもしれませんが、弁護士というのは既に存在する法律を使って紛争解決をするのが仕事であり、法律作りに関わることのある弁護士は多くはないと思います。

ただ、私がこれまで取り組んできた消費者問題の分野では、消費者被害事件などを契機に法律の必要が認識されて、新たな法律作りや法改正の提案をすることがあります。日弁連消費者問題委員会などが意見書を出すのは、多くはそのようにして新しい制度やルールを提案するときです。例えば、最近の例だと、近年通信販売の利用増加につれトラブルも多くなり、特に健康食品などで「お試し初回〇〇円」といった勧誘文言に引かれて申し込んだら、実は小さな字で2回目以降の高額の契約（定期購入契約）を申し込んだことになっていたといったトラブルが多発しました。そこで、日弁連がそのような広告の通信販売契約は取り消すことができるといった提案をしていたところ、昨年、通信販売などのルールを定める特定商取引法の改正がなされ、契約の取消を認める規定が新たに設けられました。

今回私が報告するのは、上記のような関りではなく、法律改正の国会審議に参考人として出席したことによる「立法過程経験談」、言い換えれば国会審議の実態を経験的にご紹介しようというものです。

私が体験したのは「民事裁判IT化法案（民

事訴訟法改正）」です。

5年前の安倍内閣時代に「未来投資戦略2017」が閣議決定されて、民事裁判のIT化を促進することになりました。これを受けて法務省が民事訴訟法（裁判の手続きについて定めた法律）にIT化導入のための法律改正を準備し、今年3月初めに国会に提出しました。この法案がどのようにして作られていったのか、その経過を振り返り、日本ではどのようにして法律が作られていくのかを一つの例を通してご紹介したいと思います。

## 2 国会への法案提出まで

### (1) 審議会前の「研究会」段階

政府の各省庁には審議会というものがあり、法律づくりをするときにはまずは審議会で議論してもらい（大臣から審議会に諮問）、審議会の答申を受けて、省庁が法律案を作ります。法務省が所管する法律については「法制審議会」が答申をします。

実際には審議会の前に「〇〇研究会」というあたかも任意団体かのようなところで議論して（実は法務省が研究委託をしており人選も費用負担も法務省が行っている）、審議会での論点を予め議論して整理するといった作業が行われることが多いです。今回も8人くらいの大学教授、弁護士らにより構成された「民事裁判手続等IT化研究会」において、予備的な審議が約1年半15回にわたって進められ（2018年7月～2019年12月）、そこで取りまとめられた研究会報告書が、法制審

議会の基礎資料となりました<sup>(1)</sup>。まずは任意の研究会で検討をしてそれを受けて法制審議会が審議をするということです。法務省ではこのように研究会を先行させるというパターンが多いです。

法制審議会は法律に定められた審議会です。他方、上記研究会は法務省が事務局をして議論をリードしますが、あくまでも法律上の根拠のない任意の研究会です（法務省からの委託事業の形をとっています）。この研究会で論点として取り上げられなければ法制審議会のテーマにはならないと言われていました。民事裁判IT化では、裁判の手續過程ごとのテーマがあり17の改正点についての検討がなされています。

## （2）審議会段階

IT化法案についての法制審議会での審議は2年弱24回行われました<sup>(2)</sup>。法制審議会では1回の審議（約2時間）で3～4の論点を議論しても、17の論点を一通り議論するだけで4～5回くらいを要します。重要論点については2回以上議論しています。委員は20人ですので、1回当たり1委員の発言時間は6分平均となります。3つの論点それぞれについて発言するとなると、1論点について2分1回のみ発言です。委員がそれぞれ発言をしてもそれを踏まえてさらに深掘した議論にはならず、各委員が言いっぱなし、聞きっぱなしという事で終わってしまいます。

一通りの審議（2巡目の議論）が終わった時点で「中間とりまとめ」が公表されパブリックコメントにかけられます。

パブリックコメントを踏まえてさらに法務省事務局が各論点について答申に向けた案を作り、さらにそれについて2回くらいの議論をします。各委員の持ち時間は上記のとおりです。大変あわただしく進められていることがイメージできましたでしょうか。

それでも後に法務省は国会答弁で、「法制審議会では専門家の委員の皆さんにしっかりご議論いただいた」と説明します。しかし、実態は、議論の深まりはなく各委員の発言を聞いて法務省事務局が最終答申に向けたとりまとめ案を順次起案していくという作業が進められているだけです。

## （3）審議会後の流れ

民事裁判IT化については、法制審議会が2022年2月18日に答申を出しました。その後、すでに（法制審議会答申と並行して）法務省が用意していた法案を自民党と公明党のそれぞれの政務調査会に提出して了解を取り付けます（これを「与党審査」と言います）。特に異論がなければ通常は1回の審査で終わります。与党審査をパスしたのを受けて、3月8日に改正法案が閣議決定され、同日に衆議院に内閣提出法案として提出されました。この時点で初めて国民に改正法の内容が明らかになります。

## 3 国会での審議の実際

### （1）衆議院

衆議院はこの法案の審査を法務委員会に付託しました。法務委員会は、3月25日に参考人質疑を行い（4名の参考人）、4月13日、15日、20日に議員による政府質疑が行われ4月20日に委員会で採択されました。

政府質疑の質問時間をざっと見ておきます。

4月13日 与党2人×20分

4月15日 与党1人×20分、野党9人×30分

4月20日 与党2人×20分、野党6人×2～30分

質問時間には答弁時間も含まれていますので、20分程度の質問時間ですと3～5項目の質問をすれば時間到来です。ここでもいかに限られた時間で進められているかが分かります。限られ

た時間の中でいくら野党が反対の意見を述べたとしても、また法案の問題性が明らかになってきたとしても、今は与野党の議席差が大きいので（衆議院法務委員会の構成は、与党23人、野党12人）、審議が終われば原案通り可決されてしまいます。ときには野党から出された修正法案を与党が受け入れ、修正案が可決されることもあります。よほど法案の問題が明らかとなり与党としても原案維持が困難（国民の支持が得られないこと。実際にはマスコミでの取り上げられ方。）だと判断するような場合に限られます。

民事裁判IT化法案には、IT化とは直接関係がないにもかかわらず、民事裁判審理期間を6カ月に限定する訴訟制度の提案がされており（「法定審理期間訴訟手続」といいます）、全国の弁護士有志が反対していました。野党もこの制度には問題が多いということで反対していました。しかし与党理事と野党理事との協議では野党の修正提案を与党は受け入れないということになり、政府原案のみが採択の対象となりました。

4月21日には衆議院本会議で法案が採択され（賛成多数。立憲民主党・共産党・れいわ新選組が反対）、参議院に送付されました。

## （2）参議院

次に、参議院での審議経過もざっと見ておきます。

4月28日参議院法務委員会で3人の参考人（杉山悦子一橋大学法科大学院教授、小沢吉徳日本司法書士連合会会長、国府泰道弁護士）に対する質疑が行われました（2時間45分）。

この時に私が参考人として呼ばれた経過も簡単にご紹介します。1週間前の4月21日（木曜日）に突然に、ある野党議員の事務所から私に電話があつて、28日の参考人として野党から2名の参考人を推薦することになり、1名は国府さんを推薦

したいが出ていただくことは可能かといった問合せがありました。「なぜ私に」と尋ねると、これまで法定審理期間訴訟手続に反対する意見を述べてきておられるから、参考人として出ていただきたいということでした。私としても反対の立場で発言する機会が与えられるなら有難いという気持ちがあり、28日に予定されていた案件をすべてキャンセルして、出席OKの返事をしました。そして週末は、参考人としての意見陳述の原稿の執筆や関連する資料を読み返して記憶を喚起するなどの作業に務めて28日に向けた準備に入りました。

4月28日の本番は、始めに3人の参考人が15分ずつ意見を述べ、8人の議員から参考人3人に対して各15分ずつの質問をするというかたちで進められました（当日の様子は参議院ホームページの「インターネット審議中継」のページ<sup>(3)</sup>で見ることができます）。

私は、衆議院での法務省の答弁内容を事前に読んでおき、その答弁内容に反論するような形で自分の意見を述べて、衆議院で上滑りの議論しかなされていない問題を参議院ではさらに掘り下げてもらえるように工夫したつもりです。

その後、参議院法務委員会は、5月10日、12日、17日の3回にわたって政府質疑がなされ、17日に法案が採択されました。参議院の審議も衆議院とよく似ており、各回とも議員が約15分程度の持ち時間で質問するというので、質疑を通じて政府の答弁のゴマカシを明白にするという作業は少しはできたものの、限られた時間の中では一部が明らかにされたにとどまっています。

参考人として出たことのメリットは、その後の3回の上記政府質疑において、主に野党議員に対して予め資料を提供するなどして質問内容の提案を行うことができ、議員にこれを受け入れていただけたことだと思います。4月28日の終了後名

刺を交換し少しの時間立ち話をただけで、あとの資料提供などが大変スムーズになりました。弁護士出身議員は訴訟手続や裁判実務のことをよく知っていますが、弁護士でない議員にとっては裁判実務をよくご存じでないのが当然であり、私たち実務家からの情報提供や問題提起は大変参考にさせていただけたと思います。少しは政府答弁のゴマカシを明白にする作業のお役に立つことができました。

法案は、5月17日の参議院法務委員会で可決され、翌18日の参議院本会議で可決され改正法が成立しました。

### (3) 若干の感想

「民事訴訟法改正法案から法定審理期間訴訟手続に関する規定を削除する」という野党修正案は与党によって受け入れられず、結局は原案通りの法案可決となってしまいました。

修正案が通るための条件としては、与野党がもう少し伯仲していること、マスコミに法案に対する反対記事が多く取り上げられていることなどが重要です。つまりは世論です。今回のような裁判手続に関する法改正では、国民の皆さんにもテーマが専門的すぎてわかりにくかったことなど、世論になりえなかったことが敗北の原因だったと考えています。

### (4) 部落問題に関わる

#### 法律の制定について

部落問題に関する初めての法律は、同和対策事業特別措置法でした（1969年）。当時、部落解放同盟は国策樹立請願運動に取り組んでいました。全国各地で差別行政反対運動が広がり、全国の自治体で、これまでの「部落放置」の行政を改めさせる取り組みが前進しつつありました。

しかし、自治体の取組みにとどまらず、国としての取組みを進める必要から、「国策」を求める運動が進められたのです。

そのためには、部落問題解決が国の責任であることを明確にすることが必要でした。差別とは何かを明らかにし、部落問題とは部落の人々に対して市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていない問題であることを明らかにすることでした。内閣府に設置された同和対策審議会において、そのことを明記させ、それをテコに法律制定を迫るというものです。

他方では差別とは何かという理論を武器に、差別糾弾闘争により多くの理解者を生み出す活動もされていました。その最たるものがマスコミでした。マスコミ関係者に部落問題についての理解を深めさせ、自ら報道を通じて部落問題の解決に寄与するための取組みを進めさせること。これを通じて、部落問題解決が国民的課題であることへの理解を広げ、それらの世論を背景に政党・政治家を説得し、法律制定を迫るという取組みでした。これらの取組みが有機的に結びつくことによって、政治を動かすことができたのだと思います（その後の部落差別解消推進法等の取組みについては、詳細を知らないのですが、ここでは割愛させていただきます。）。)

私のわずかばかりの法律制定過程への関りを経た今、1950年代から60年にかけての同和対策特別措置法制定の取組みが、大変な力量の求められる取組みであったことを改めて感じ入りました。

- (1) 民事裁判手続等IT化研究会  
<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/saiban-it>
- (2) 法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会  
(2020年6月～2022年1月)  
[https://www.moj.go.jp/shingil/housei02\\_003005.html](https://www.moj.go.jp/shingil/housei02_003005.html)
- (3) <https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

## 朝田善之助生誕120年、 財団設立40周年 記念の集い

7月3日（日）午後3時より中京区のホテルオークラ京都「翠雲」にて朝田善之助生誕120年、財団設立40周年を記念する集いを100名もの参加者を得て行いました。今年度新しく評議員になった東村昌樹さん、井本綾美さんの二人の司会挨拶で記念の集いが開会されました。



開会挨拶をする水田雅博理事長

開会にあたり、水田雅博理事長は「朝田善之助初代理事長は生涯を部落問題の解決にささげられ、そして、その闘いの延長線上に朝田教育財団が設立されました。

朝田教育財団が40周年を迎えるにあたり、本日お集りの皆さま方から。これまでさまざまな立場で大きな力を賜りました。ありがとうございました。

今年、水平社創立100周年、今、わが国では人権を核とした社会運動が求められています。それに答えるべく、わが財団はこれからも発信してまいりたいと思います。」と開会の挨拶を述べました。

続いて門川大作京都市長から次のような来賓祝辞をいただきました。

「戦争は最大の人権侵害と言われています。今この時間、京都と姉妹都市であるキーウ、ウクライナで戦争が行われ尊い人命が失

われています、ロシアの侵略は決して許されません。

あらゆる差別を許さない、明日の社会を担う人材を育てる活動を進めておられる朝田教育財団、そして国内はもとより、世界に人権文化を発信する拠点としての世界人権問題研究センター、この二つを京都の宝にしていきます。

2023年、差別と闘い人権文化構築に尽力してきた歴史ある崇仁地区に、京都市立芸術大学、京都市立美術工芸高校が移転開校します。文化庁の京都への移転と併せて、これを機会に『多様性のある包摂性のあるまちづくり・国づくり』を進めていきます。人権文化を大切に差別のない、平和な社会実現に向け朝田善之助さんの遺志をついでいきます。」



来賓挨拶 門川大作京都市長

6月9日、組坂繁之委員長の後任として、部落解放同盟中央本部中央執行委員長に就任された西島藤彦様から来賓祝辞をいただきました。

「水平社100周年、節目の年、新しい世代に引き継ぐという組坂委員長の意図を受け、朝田委員長について京都から二人目の全国委員長に就任いたしました。朝田善之助元委員長は全国水平社結成大会に参加し、地元田中で京都府水平社に結成されました。2代目全国委員長として1965年から75年まで解放運動を指導されました。65年の同和对策審議会答



申、69年の同和对策特別措置法という国策樹立請願運動の先頭に立ち、今日の運動の基礎を築いてこられました。

その後、2016年には部落差別解消法が成立しましたが差別情報は氾濫しています。部落差別は存在しています。先人の努力を踏まえしっかり活動していきます。朝田教育財団の奨学生事業、私の知り合いにも財団奨学生として奨学金を受け教員になった青年もいます。朝田教育財団の活動を踏まえ、次の世代に差別を残さない活動に邁進していきます。』



来賓祝辞 西島藤彦部落解放同盟委員長

梶村健二評議員の乾杯の発声で懇親に移りました。最初に長年にわたり、朝田教育財団の運営及び事業の遂行に貢献してこられた松井珍男子（元理事長）氏、佐々満郎（元理事・評議員）氏、崎野隆（元評議員）氏に功労者表彰を行い表彰状とともに記念品と花束を贈りました。佐々満郎様には後日表彰状をお渡しいたしました。



松井珍男子氏 崎野隆氏

続いて、ご来賓として門川大作京都市長、稲田新吾京都市教育委員会教育長、西島藤彦部落解放同盟中央執行委員長、前原誠司衆議院議員、福山哲郎参議院議員、友永健三部落解放・人権研究所名誉理事の方々が紹介されました。その後、和やかなうちに歓談が進められました。

最後に、朝田華美財団副理事長よりお礼の言葉がありました。

「祖父朝田善之助、おじいちゃんが京都府立病院に入院している時、そこの先生が、『こんな患者は見たこともない』とおっしゃっていました。解放運動を担う若い方々が、朝、昼、夜と仕事を持ちながら、交代で祖父の看病をしていていました。……なんと魅力的なおじいちゃんやろうって。……

これからも、そのおじいちゃんの意味を受け継いで財団の運営をおこなっていきたくと思います。これからも頑張ります。どうぞよろしくお願い致します。」と述べられました。

今年は、全国水平社創立100周年にあたります。この記念すべき年に、朝田善之助生誕120年、財団設立40周年を迎えたことは、これからの部落解放運動に新たな方向性を示していくためにも、今後の朝田教育財団の役割はますます大きくなっていくものと思います。

朝田善之助生誕120年、財団設立40周年を記念する集いは、盛大なうちに終えることができました。



## 朝田善之助記念

### 第40回 同和教育研修会

### 開催される

私たち朝田教育財団は、今年、設立者朝田善之助の生誕120年と朝田教育財団設立40周年という、記念すべき年を迎えました。その『記念の集い』を、去る7月3日午後2時よりホテルオークラ京都において、開催いたしました。

その『記念の集い』の第一部を、第40回同和教育研修会として、会をもちました。



ちょうど、今年は水平社創立100周年です、水平社創立大会に当時流行ったスペイン風邪の病後をおして参加し差別と闘いつづけた朝田善之助の生き様を、いま一度振り返えろと、当財団理事の竹口等と監事の国府泰道が、「朝田善之助の生涯」と題して、約1時間、語り合いました。研修会の参加者は104名。

まず映像で、生前の声や様子を水平社博物館所蔵のビデオ「解放運動の理論的指導者朝田善之助」を観て頂こうと予定しましたが機器の調子が悪く、昔の朝田さんの30枚を超える写真を中心に、朝田さんのことをよく知っておられる方々の証言や記録などを資料で紹介された。

最初の写真は、朝田さん12歳の丁稚奉公時から始まり、1902年に生まれた善之助の名前の由来や運動家として奥さんのはなさんとの

日常生活のエピソードを思い出させる写真などが、紹介された。

朝田さんの青年期について、奈良本辰也さんの「弔辞」から、「差別の存在に深い怒りを抱きつづけた朝田さんは米騒動に参加し、やがては、水平社の運動に先頭を切って進むこととなる。右顧（うこ）も左眄（さべん）もしないまっしぐらの差別との闘いであった。しかし、その頃から朝田さんは、そうした差別が単に現象としてあるのではなく、社会の根底にあることを見抜くようになっていた。京都大学にマルクス主義の権威河上肇博士を訪ね、末川博を知り、また歴史学者の喜田貞吉と知り合ったのも、その頃である。それから貪婪（どんらん）な学問知識の吸収が始まる。」と紹介。

4枚目の写真からは、解放運動の中心となり、水平社運動の大きな転換点となった朝田さんらが作成した「水平社解消意見書」を決定した1932年第11回大会の写真。朝田さんは、第十回大会で、「全国水平社解消意見書」、水平社を解消するという意見書を出します。朝田さんは、その意見書については、「当時、政治的偏向を犯してしまった。けれども、この『水平社解消意見書』は、『部落民とは何か』ということ、『身分と階級』の観点から整理されたと言われた。



竹口 等 理事

翌年、新たに「部落委員会活動」を提起した朝田さんは、部落民の具体的な生活の中

に、実は差別があって、それを部落で取り上げる運動ということがとても大事だと、様々な部落の人々の生活に関わる闘争を展開された。第11回大会後に起こった高松差別裁判取消請願行進隊の副隊長として参加した朝田さんは、差別裁判の真相を徹底的に知らしめ、無数の部落の要求を全国行進のなかで取り上げ、組織化された。



国府 泰道 監事

戦時下における部落解放運動の苦難のなか、京都市役所厚生部社会課に勤務した朝田さんは、敗戦直後の1945年に松田喜一さん、野崎清二さん、上田音市さんらと、運動の再建を話し合う志摩会談を行います。

1946年結成した部落解放全国委員会京都府連は、解放運動を飛躍的に発展させた「オール・ロマンス」事件を闘います。7、8枚目の写真が、「オール・ロマンス」誌に小説「特殊部落」を載せた写真と、京都市内に撒かれた、「われわれを裏切り差別をつくる高山市長を糺弾せよ！！」という当時のビラの写真です。この闘争で、朝田さんは、小説「特殊部落」の筆者や小説を掲載した雑誌社への糺弾だけでなく、糺弾の方向を差別京都市政の責任追及に転じました。部落や部落民に対する予断や偏見といった差別観念は、部落の劣悪な生活実態の反映として生じていること、その部落の劣悪な生活実態を永年放置し、他の市民のところでは行われている行政施策が、実は、部落には停滞させてきた京都市の

行政こそ、差別市政であると位置付けた。そして、解放運動の闘争形態を「差別行政反対闘争」として、全国に大きく展開しました。

この闘争は、戦後の解放運動で、生活の要求は「生活擁護闘争」、差別事件は「糺弾闘争」というように、別々な形で運動を展開していた二元的な闘いを一元化して闘うという、これまでの差別を観念と捉えるやり方を変えたという大きな意義があります。

井上清さんは、「朝田さんのオール・ロマンス以降の闘いは、行政闘争と権力闘争の関係を追求していくというような、今後の朝田さんの運動の理論と実践に大きな第一歩になった。」と述べます。

さらに、末川博先生や野間博さんなど多くの文化人、研究者との交流も大切にされ、1948年に部落問題研究所を設立。9枚目から12枚目の写真はそのことを表しています。

奈良本先生の「弔辞」から、部落問題研究所を創って、部落問題を特殊史の領域から引き出して、これを国民史の全体の中に定着させた。今では誰も部落の歴史を単なる特殊史だというものはない、と紹介された。さらにマスコミ関係者との交流も進みました。

戦後の主な大会を振り返って、13枚目以降は第11回大会に「差別に対する命題」を提出、翌大会で決定。第16回大会「部落差別の本質」、第22回大会「部落差別の社会的存在意義」、第25回大会で「社会意識としての差別観念」が承認され、1967年第22回大会で中央執行委員長に選任された朝田さんは、65年の「同和对策審議会」答申、69年「同和对策事業特別措置法」制定、そして「狭山差別裁判反対闘争」にきわめて大きな足跡を残されました。

1981年私財を投入して、社会の発展に寄与する部落の青少年等の育成を目的にした朝田教育財団は、今年設立40周年を迎えました。

最後に、葬儀の時の写真で研修会を終えました。

## 折戸 輝雄さんの ご冥福をお祈りします

評議員 池田 正治

折戸輝雄元評議員が2022年1月12日ご逝去されました、81歳でした。

折戸さんとは1996年に京都市住環境整備室の部長として赴任してきたことで、崇仁地区と折戸さんの関係が始まりました。

折戸さんが住環境整備室部長であった頃の崇仁の町は、1950年代から始まった京都市による改良住宅事業が40年の時が流れていたにも関わらず、いまだ半分程度の進捗状況であった。その結果、崇仁の町は人口減少が進み町のあちらこちらにフェンスで囲われた土地が目立ち、初期に建設された改良住宅は建て替えを検討しなければならない時期を迎えていた。商店が減り日々の買い物も崇仁の外に行かねばならず、住みにくい町になっていた。このような事態を招いた原因は用地買収の難航による改良住宅事業の遅れであった。用地買収を巡っては、過去に京都市の公金詐取事件、土地価格の異常な高騰とバブル崩壊など様々な問題があったが、最も大きな原因は京都市と住民の間で「崇仁をどの様なまちにするか」という共通の認識が形成されていなかったことにある。

このような事態を招いた責任は京都市にも、崇仁の住民にもあった。その原因として当時の崇仁地区の中には、意見の違う団体がいくつか存在しており、京都市としても話をするにしても、どの団体と話をすれば住環境整備事業が進むのか難しい課題を抱えていたのである。

崇仁地区の住民の中にも現状を打開しなければ崇仁のまちづくり事業が進まないと考える人たちが出てきたのもこの頃であった。

まず自治連合会の体制を刷新しなければならないと考える人達が立ち上がり、新しい体制の崇仁自治連合会が誕生した。そして当時、京都市住環境整備室の部長であった折戸部長から新しい崇仁自治連合会会長に、まちづくり事業を進めるにあたり崇仁地区の住環境整備事業の窓口を一本化してほしいという要請があり、崇仁自治連合会会長の働きかけで「崇仁まちづくり推進委員会」が1996年7月1日に誕生したのである。この委員会の誕生は折戸さんがいなければできなかったのではないだろうか。崇仁自治連合会、部落解放同盟七条支部、部落解放運動連合会京都市協議会七条支部の3団体が協力して、崇仁のまちづくりを進めるという過去に前例のない意見の違う団体の協力体制が作られ京都市と崇仁住民とのパートナーシップでまちづくりが進みだした。

崇仁まちづくり推進委員会の発足と同時期に、京都市の同和対策事業のうち、住宅を中心とした環境改善事業は一部地区を除き、ほぼ完了したとし、「特別措置としての同和対策事業を終息させ、一般施策へ移行することが適当」と、京都市同和問題懇談会で意見具申があった。このときの一部地区と述べられていたのが崇仁地区であった。

京都市も崇仁地区の事業の遅れを真摯に受け止め、崇仁まちづくり推進委員会とともに事業の完遂を目指して努力すると約束していただいた。そのために事業計画の変更プログラムを作成し崇仁のまちの骨格を形成するための大きな課題に向けて動き出したのが、河原町通りの拡幅事業であった。この事業を進めるためには、

崇仁地域に流れていた、高瀬川の流路変更をしなければならなかった。高瀬川は全国的に有名な京都を代表する川であったが、まちづくりの第一歩として住民全体でワークショップ等を開催し住民合意の上で一年がかりで高瀬川の流路変更計画が作成され、国道24号線の拡幅工事を含め「崇仁まちづくり計画構想（案）」が出来上った。

京都市行政を代表して折戸部長が住民報告会の席上において、行政側も崇仁まちづくり推進委員会の皆様と共に事業を進めていくと約束された。国とのパイプ役である増田優一副市長のお力添えを得て、1997年8月27日に京都市行政の代表として、折戸住環境整備室部長と清水芳和課長が引率し、私を含め崇仁まちづくり推進委員会の会長以下数名の役員と共に、国の建設省住宅局におもむき、崇仁まちづくり事業計画の要請書を提出するというこゝろにこぎつけたのである。今後の崇仁のまちづくりに対し、建設省もその事業に全面的にバックアップすると約束してくれた。

建設省へ行った翌日、折戸さんが上機嫌で住環境整備室の職員に、国も崇仁のまちづくりに全面的に支援していただけるので、みんなも頑張ってもらいたいと嬉しそうに語っておられたことを当時の和田幸司係長（現、深草支所副区長）も思い出話に語っておられた。

このような画期的な活動ができた背景には、折戸さんの京都市全体への働きかけがなければできなかったのではないだろうか。折戸さんは崇仁の担当部長としては、1996年と1997年の2年間しか在籍していなかったが、



2018年7月13日  
朝田善之助記念館完成記念の集い後の写真  
前列から2列目中央が折戸輝雄さん

崇仁のまちづくりに大きな影響を与えてくださった方であった。

その後、折戸さんは1998年から2001年まで京都市中央卸売市場第二市場長を努められました。私は第二市場で「いけだ食品株式会社」を経営しており、折戸さんと一緒にお仕事をさせていただきました。深いご縁をいただきました。

京都市を退職後も、いつも崇仁を気にかけて下さり、2002年設立したNPO法人 崇仁まちづくりの会の監事として共に活動していただきました。

崇仁地区での活動をご縁に、2013年朝田教育財団評議員に就任いただきました。2021年に辞任されるまで9年間評議員としてご活躍いただきました。特に、当財団の大切な事業である奨学生活動、特に奨学生の学習会には毎回ご参加いただきました。

感謝を込めて、心より折戸輝雄さんのご冥福をお祈りいたします。

（いけだしょうじさんは、

崇仁自治連合会副会長）

映画評

『私のはなし、部落のはなし』  
 — いま、部落問題を考える  
 手がかりとして  
 評議員 山本 崇記

映画製作の背景

2022年。全国水平社創立から100周年。その記念すべき年に、『私のはなし、部落のはなし』という長編ドキュメンタリー映画が公開された。監督は満若勇咲さん。大阪芸術大学出身で、私自身もよく授業で紹介する『さようならCP』（1972年）などの作品がある原一男のところで学んだ人であり、また、京都府出身でもある。この映画の制作は、2016年、「全国部落調査復刻版出版事件」裁判を契機に、スタートしている。私が、映画について相談を受けたのは、2019年3月。浅草でゼミ合宿のフィールドワークを実施していた時だった。満若さんと会うことを決めたのは一つの大きな関心事があったからである。それは、2007年に公開された『にくのひと』をめぐる顛末について詳しく知りたかったからである。これは、満若さんが学部生の頃に制作した作品で、兵庫県の食肉工場を取り上げた内容であった。当時、京都にいた私は、上映会に参加し、部落問題について、少なからず、学ばせて頂いた記憶がある。

しかし、この映画は、当事者団体の抗議を受けて、出演者との関係性がうまくいなくなり、上映断念となった。それから10年以上を経て、改めて部落問題を取り上げたドキュメンタリーを作りたいという問題意識、意欲に大変関心を持ったのである。いわば、当事者団体と「揉めた」経験を持ち、学生時代の

作品が二度と日の目を見なくなってしまった苦い体験をした人が、



なぜ改めて部落問題に向き合おうとしたのか。この点は、セルフエスノグラフィックに、映画の中でも描写されている。より丁寧に部落問題に向き合いたい、という思いを抱き続けてきたのが、その大きな動機だったようである。

部落女性の生きざまに見える交差性  
 — 映画を読み解くポイント①

まず、最も身近に感じたのは、私自身がとてもお世話になった京都市の崇仁地区を取り上げた場面である。2019年7月、当財団主催の「朝田善之助の人となり語る」にも登壇して下さった高橋のぶ子さん。1936年、滋賀県に生まれた高橋さんは、ヤミ米を売りに京都駅に降り立つ日々の中で、ある日、説明もなく結婚相手が決まった時の話を、表現豊かに語る。地元である近江八幡よりも、「悲惨」な生活状態にあった当時の崇仁地区の路地から路地をつたってたどり着いた先で、夫となる男性と初対面する。その段階で、既に話が決まっていたという。とはいえ、闇市で食べたうどんやお好み焼、時に映画を見に行った楽しい経験から、田舎で百姓するよりは、と

結婚を承諾する。冗談を込めて「誘拐やで」とも表現している点が、生活史としてのリアリティを感じさせる。

その後、朝田善之助（部落解放同盟第2代中央執行委員長）に牽引された「オールロマンス闘争」以降、本格化する行政糾弾闘争の頃が「楽しかった」ともいう。夫に小言を言われても、「うん、行く」と、晩御飯の支度を済ませて、集会や学習会に出かける姿は、今以上に女性が解放運動に参加するハードルがあったと感じさせる。「女のくせに」と言われても、「女が運動したらあかんのか」と切り返した。映画では描かれていないが、識字学級にも力を入れた高橋さんは、部落解放運動に取り組む女性として、長年、先頭を走ってきた。長屋時代の生活を「生き生きしていた」と懐かしみ、運動の成果として勝ち取ったアパート（改良住宅）生活の寂しさも吐露する。京都市立芸術大学の移転完成を間近に控え（2023年秋予定）、街の風景が様変わりしていくことへの不安も感じさせる。しかし、解放運動を語るその表情は実に生き生きとしている。朝田善之助を慕い、部落女性として生活と運動を両立しながら自らを高めてきた生きざまを、今こそ継承しなければならないと感じる。

## カミングアウトの「奥行」を理解する — 映画を読み解くポイント②

この映画の特徴の一つは多くの若者・青年たちが登場している点であり、また、母親たちが登場している点でもある。特に、伊賀市と箕面市の若者たちの率直な語りに、いま起きている部落当事者の「生きづらさ」「語りにくさ」のリアリティが強く伝わってくる。

結婚を考えている相手やその親に対して、また、生まれてきた子に対して、常に「部落

出身者である」という「十字架」（荆冠と言うべきか）を背負った苦悶と苦闘がある。これは、部落外出身者には容易には見えてこない。だからこそ、私たちは安易に、「いまどき、部落差別はない」「寝た子は起こさない方がよい」「周囲に部落民はいない」といった考えに引っ張られる磁場は無自覚となる。その点が、終始、よく描かれている。

親子で出演した母親（50代）は、若い頃に「部落出身なんやけど、それでも付き合ってくれる？」と言った相手から、あっさり「なら、やめとくわ」と言われた経験を持つ。「私って部落なん？」と聞いたとき、寂しそうに「そ



6月19日静岡でのトークショーでの満若監督と筆者

うや」といった母の姿が忘れられない。一方、息子（20代）の方は、自分の子どもができたなら「教える」と力強く言う。恋人に交際時点で出自を告白した彼が、夜、車中から電話しているシーンも特に印象的だ。そこでは、東京で仕事をする弟に、近況を聞きながら、恋人ができたらどうするのかと尋ねている。弟は、兄とは対照的に「言わない」と答える。ただし、「言いたくないのではなく」とも付け加える。交際当初から相手に出自を告白していた兄は、ムラが好きで、隠しておくこと自体が自分、家族、ツレを否定することになると切り返す。弟は、「不安はない。部落差別があかんことは分かっている。人権セン

ター（隣保館）で活動してきた人たちが助けてくれる」と、地元への安心感が自分を支えているからだと応える。母や息子たちの出自との向き合い方は実に多様だ。

他方で、同じ部落出身の青年（30代）は、相手の親から拒絶にあった経験を告白している。その後、保育園の仕事で、その時の元カノの子どもの担任になるという偶然があり、自らを拒絶（差別）した親（祖父母）が孫を迎えに来る際の何事もなかったかのような態度に、何とも言えない感覚を覚えている。そのような経験をしているがゆえに、今度は結婚を考えている彼女に出自のことを告白すると、相手の母親が出てきて「またか」と思うのだが、「実は私も部落出身で…」と想定外の告白が待っていたという。

伊賀や箕面の当事者の語りから見えてくるのは、やはり、カミングアウトをするのか、しないのか、した場合、関係が壊れてしまうのか、そうなったときのために差別に対抗できる自己を確立しておかなくてはいけない、といった過重で非対称な「負荷」を背負うのがマイノリティであるという点だ。このカミングアウトの「奥行」を受け止める必要がある。

## 関係性の中に留まり、乗り越える方途 — 映画を読み解くポイント③

この映画のもう一つの特徴は、東京高裁で係争中の「全国部落調査復刻版出版事件」の実行者である示現舎・鳥取ループの出演でもある。同事件の裁判で原告となっている当事者からすれば、最も気分の悪くなるシーンである。それでも、このシーンを描いたのは、これまで書いてきたように部落当事者がうちに抱える可視化しにくい被差別のリアリティに土足で踏み込み、差別を愉しみ、インターネット上でアウトティング（部落暴き）を繰り返す

返す行為の悪質性、その動機と実態（加害の現場）を明示するためであったと言える。私自身も、自らが関わったヘイトスピーチ事件に関わる映像を流す際は、当事者に退席や中座を勧めることがあり、このシーンに「賛否両論」があることも十分に理解できる。

その意味では、非対称な「負荷」を受け止め、部落差別を解消していくことに、より取り組んでいくべき立場にある人たちこそ、この映画を直視しなければならないだろう。アウトティングしたことで「誰か死にましたか」「差別をした人間が悪い」と居直る行為は、カミングアウトをめぐる「奥行」で起きている繊細な当事者感情を踏みにじるものでもある。

一方で、若者たち、母親たちがとてもやさしく、相手の意見を否定せずに、本音で語り合っている点が対照的だ。そこには、当事者もいれば、部落に引っ越してきたもの、当事者と結婚したもの、足しげく部落に通っている者など立場は多様だ。伊賀のママ友たちの、部落の当事者からのいじめ等を通した「ネガティブ」な出会いにも関わらず、構造的・非対称的な関係性の中に留まりつつ、率直でセーフティに互いの考えを突き合わせながら、差別を乗り越える関係性を探っている対話は貴重だ。その受け皿に「隣保館」（社会福祉法第2条施設）が位置している。部落に関わる識別情報のいたずらな暴露に対して、規制強化が求められる。その必要性・重大性ととも、「地域と人」を通じてこそ、部落問題の具体性もまた、ずっしりと響いてくる。互いの立場を踏まえつつ、「両側から」別様な関係性を構築する営みに伴う可能性をエンパワメントしようとした映像作品が、本作の大きな特徴と言えるだろう。

（やまもと たかのりさんは

静岡大学 准教授）



## 2022年度、 奨学生2名採用する

当財団の第27回（2022年度 第1回）理事会が、6月2日（木）午前10時より、「朝田善之助記念館」にて、理事・監事全員の出席の下、開催された。理事会では次の議案が審議され、議決された。

第1号議案 2021年度事業報告

第2号議案 2021年度収支決算

第3号議案 2022年度新規採用奨学生の採用

第4号議案 第20回（2022年度第1回）

定時評議員会の招集

第5号議案 公益財団法人朝田教育財団功労者  
表彰規程および功労者表彰者承認

### 1. 第1号議案 2021年度事業報告

奨学生の採用・奨学金の貸与では、奨学生志願者がなかったため継続採用の大学奨学生1名に奨学金を貸与した。本年度末で、奨学生が大学を卒業したため、継続奨学生がいなくなったことが報告された。なお、奨学金の貸与は無利息である。貸与総額が148,770,000円あり、前年度までの返還総額が86,670,000円となり、当年度期末残高が59,025,000円となっていること。奨学金の返還猶予者が2名あることについても報告された。

奨学事業を広報するため、年2回発行している広報誌『朝田教育財団だより』に、奨学生の学業生活・近況報告、「奨学生の集い・学習会」報告、奨学生の寄稿文、同和教育研修会報告、奨学生・寄付金の募集記事を掲載していることが報告された。

修学支援として実施している「奨学生の集い・学習会」は、奨学生が部落問題などについて学

び、また互いに交流し、学習意欲を高めることをめざし、専門講師などを招いて実施していること。また、奨学生の卒業者、朝田教育財団の支援者、本法人の役員なども加わり、奨学生の進路や就職などについて語り合う進路支援の機会にしている。本年度は、2回の学習会と新型コロナウイルス拡大の中でのレポート課題学習を行ったことが報告された。

研修・啓発、研究事業および資料の収集・整備、公開事業については、前号既報のとおり、同和教育研修会を、2021年11月19日にハートピア京都にて、「各地の生活実態から部落差別を考える」とのテーマで開催し、内田龍史（関西大学社会学部教授）・森本弘義（崇仁自治連合会副会長）・吉田善太郎（西播磨部落問題学習会事務局長）から講演いただき、竹口等（当財団理事）がコーディネーターを勤め、議論を深めた。参加料を無料とし、100名の参加があった。参加者には報告書を後日無償配布した。その他、学習・講演などの講師を25名派遣したこと。調査・研究や事業の広報、資料の収集・整備、資料の公開の現状について報告された。朝田善之助記念館・図書室には、来館者が東京都、滋賀県、福岡市、兵庫県、京都府（京都市）からあったことも報告された。

### 2. 第2号議案 2021年度収支決算

事業報告にもとづく、会計処理が収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、役員等の報酬・給与手当とそれ以外の経費、返還奨学金・貸与奨学金明細諸表により滞りなく行われていることが報告された。

理事会に先立ち実施された会計監査におい

て、「(1)事業報告書は、法令および定款に照らし、公益法人事業の状況を適正に表示していると認めます。(2)計算書類および財務諸表は、公益法人会計基準に準拠し、法人の財産および損益の状況を適正に表示していると認めます。」とした報告書が監事より読み上げられた。

2021年度の寄付金は、賛助金として個人・団体・法人より計2,268,000円、一般寄附金として計5,500,000円、合計7,768,000円があったこと。本財団の正味財産が当期末で約3億2千万円となったことが確認された。

### 3. 第3号議案 2022年度新規採用奨学生の採用について

2022年度応募者が2名あり、奨学生選考委員会において「公益財団法人 朝田教育財団奨学生規程」第5条（奨学生の選考および採用）にもとづき、志願者2名より提出された願書、小論文、推薦書をもとに慎重に審査したうえ、面接を行った結果、下記の2名を奨学生として採用することがふさわしいと決定した旨の報告があった。これを審議した結果、京都府南丹市で関西大学文学部総合人文学科2年生の岡崎洸一郎さんに月額80,000円を貸与し、京都市北区在住で京都橘大学健康学部臨床検査学科1年生の森山璃愛さんに月額50,000円を貸与することを決定した。

4. 第4号議案 第20回（2022年度第1回）定時評議員会の招集については、下記報告のとおり開催することを決定した。

5. 第5号議案 公益財団法人朝田教育財団功労者表彰規程および功労者表彰者承認について

本財団の運営及び事業遂行に永年にわたり顕著な貢献をした者の表彰に関して必要な事項を定める「公益財団法人 朝田教育財団 功労者表彰規程」を審議し、功労者に表彰状を授与し、記念品を贈呈することが承認された。

財団設立40周年記念の集いにおいて、2006年理事に就任、2009年第6代理事長に就任、2019年に退任し本財団顧問に就任された松井珍男子氏、2001年評議員就任、2013年理事就任、2017年評議員就任、2020年辞任されるまで20年間財団役員を歴任された佐々満郎氏、2005年に評議員就任され2021年に辞任されるまで16年間役員を歴任された崎野隆氏を功労者表彰することを決定した。

6. その他、記念館施設設備に関する整備状況、朝田善之助生誕120年、財団設立40周年記念事業の進捗状況についての報告もあわせて確認し、理事会を閉会した。

第20回（2022年度第1回）定時評議員会が、6月18日（土）午前10時より、KKRくに荘にて開催された。議長に榎村博純評議員を選出し、次の議案が審議され、承認された。

(1) 2021年度事業報告

(2) 2021年度収支決算

(3) 公益財団法人朝田教育財団功労者表彰規程

さらに、記念館施設設備に関する整備状況の報告、朝田善之助生誕120年、財団設立40周年記念事業の進捗状況、2022年度奨学生の採用についての報告が確認された。

審議の過程では、朝田教育財団所蔵の資料の公開予定や朝田善之助記念館の地域における社会貢献についての意見なども交わされた。

## 朝田教育財団 奨学生 2023年度募集

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田善之助（元・部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。公益目的の奨学事業として、部落問題の解決に寄与する意志を有する学生などに、高等教育の就学を支援しています。

募集対象	1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準じる奨学生（短期大学、高等専門学校生など）
奨学金の額	次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。 1. 月額50,000円（年額600,000円） 2. 月額80,000円（年額960,000円） ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。
貸与期間	原則として、正規の最短修業年限です。
返還方法	貸与終了後の6ヶ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還していただきます。
募集人員	（新規採用）若干名
応募資格	部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人高等専門学校4年生以上）に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者
応募書類	1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長（または学部長、専攻学科長、指導教授）、 高等学校の学校長もしくは朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 （2000字以上、A4サイズ原稿用紙またはそれに準じた様式） このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。
参考図書	『新版差別と闘いつづけて』朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	2023年4月末日 なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けることがあります。詳細はお問い合わせください。
選考方法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（5月中下旬ごろ）
採用通知	2023年6月（予定）

## 2022年4月より 奨学金の 一部返還免除制度を実施しました

朝田教育財団は、2021年財団設立40周年を迎えました。2022年は、財団創立者であり初代理事長朝田善之助生誕120周年全国水平社創立100周年の記念すべき年でもあり、朝田教育財団は記念イベント等の「2022年周年事業」を実施し、その一環として「新たな奨学事業」として、「奨学金一部返還免除制度」を2022年4月より実施いたしました。

近年、非正規雇用の増大などで卒業後の雇用・収入は不安定となり、学生を取り巻く環境は厳しいものとなっています。高等教育費を補充する奨学金への社会的要望が増加しているにもかかわらず、貸与奨学金の返済額が過多になり、卒業後の生活不安が大きな課題となっています。

こうした社会環境の中で朝田教育財団は、「奨学金の一部給付制」を実現するものとして、返還免除制度を実施することにしました。就学・学習意欲を高め、資格取得等就労へと結びつくような免除規定としています。これにより有為な人材を育てることを目的とする当財団の奨学事業を活性化したいと考えています。

### 奨学金免除基準と免除額

#### 1 5段階制

##### GPA成績評価での一部免除

(4段階制GPAは5段階制に換算する。)

小数点2位以下は四捨五入する。)

- (1)各学年のGPAが、2.3以上の場合、その学年で貸与した月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

- (2)GPAが、2.3に満たなかった学年成績が

あったとしても、4年間の総合評価で2.3以上になった場合は、該当しなかった学年の貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

以上により大学4年間で96万円の返還免除が受けられることとなります。

#### 2 資格取得等による一部免除

##### (1)資格取得による一部免除

所定の大学等を卒業または指定科目を履修することで得られる受験資格によって、次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

医師・歯科医師・薬剤師・社会福祉士・看護師・保健師・助産師・臨床検査技師・臨床工学技士・臨床心理士・管理栄養士・司法試験・税理士・公認会計士・弁理士など。

##### (2)単位履修資格による一部免除

指定された大学等で所定の単位を履修すれば、卒業時に得られる次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月1万円**を免除する。

教員免許・栄養士・保育士・学芸員・測量士補・介護福祉士など。

##### (3)就職による一部免除

前項(2)で取得した資格を用いて、就職した場合は、貸与月額奨学金からさらに**各月1万円**を免除する。

- (4)上記に記載した以外の資格については理事会にて審議する。

#### 3 最大免除額

各人の最大免除額は月額4万円を限度とする。

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8417 京都市左京区浄土寺西田町 2 番地

Office Address 2 Nishida-cho, Jyodoji, Sakyo-ku, Kyoto 606-8417, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

E-mail Address [office@asada.or.jp](mailto:office@asada.or.jp)

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789